

## 採石業者の登録等における暴力団の排除に関する要領

### (目的)

第1条 この要領は、採石法（昭和25年法律第291号。以下「法」という。）第32条の2第1項の規定による法第32条の採石業者の登録の申請、法第32条の6第2項の規定による採石業者の地位の承継の届出又は法第32条の7第1項の規定による変更の届出において、和歌山県の事務及び事業における暴力団の排除に関する要綱（平成23年10月25日施行。以下「暴排要綱」という。）第5条から第9条までの規定による事務を施行し、暴力団を排除することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員等 暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。
- (3) 役員等 次に掲げる者をいう。
  - ア 法人にあっては、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者を行い、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。
  - イ 個人事業者にあっては、当該個人事業者及びその使用人で支配人、店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者をいう。
- (4) 申請者等 法第32条の2第1項の規定による法第32条の採石業者の登録の申請者、法第32条の6第2項の規定による採石業者の地位の承継の届出者又は法第32条の7第1項の規定による変更の届出者をいう。
- (5) 排除措置 法第32条の4第1項の規定による採石業者の登録の拒否又は法第32条の10第1項の規定による登録の取消し若しくは6箇月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずる措置をいう。
- (6) 排除措置対象者 国からの通達等において特別の定めがあるものを除き、次に掲げるものをいう。
  - ア 暴力団
  - イ 暴力団員等
  - ウ ア及びイに掲げる者以外の者であって、次のいずれかに該当するもの
    - (ア) 役員等が暴力団員等に該当するもの
    - (イ) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているもの
    - (ウ) 役員等が、自己、その属する法人若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第

三者に損害を加える目的その他不当と認められる目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの

(エ) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭その他の財産上の利益を与え、若しくは便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与しているもの

(オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有していると認められるもの

(カ) 役員等が、下請契約、資材・原材料の購入契約、委託契約その他の契約に当たり、その契約の相手方が(ア)から(オ)までのいずれかに該当するものであると知りながら、当該契約を締結しているもの

(誓約書の提出)

第3条 採石法施行規則(昭和26年1月31日通商産業省令第6号)第8条第2項第1号及び第3号、同令第8条の3第2項第6号並びに同令第8条の4第2項で定める誓約書の様式は、別紙様式第1とする。

2 申請者等は、法第32条の2第1項の規定による法第32条の採石業者の登録の申請、法第32条の6第2項の規定による採石業者の地位の承継の届出若しくは法第32条の7第1項の規定による変更の届出を行うときは、前項の様式による誓約書を提出しなければならない。

(排除措置の施行)

第4条 砂防課長は、申請者等又は採石業者が排除措置対象者であった場合は、法第32条の4第1項又は同法第32条の10第1項に基づき適正な排除措置を講じるものとする。

附 則

この要領は、平成27年12月26日から施行する。

この要領は、平成28年12月12日から施行する。